

本宮市農業委員会 令和元年7月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月19日（金）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 佐藤 孝昭 | 2番 渡辺 喜一 | 3番 渡邊 謙輔 |
| 4番 國分 政利 | 5番 遠藤 政幸 | 6番 國分 新司 |
| 7番 渡邊 孝一 | 8番 渡邊 平二 | 9番 伊藤 隆一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 石橋 廣基 | 2番 遠藤 栄太郎 | 3番 遠藤 俊雄 |
| 4番 遠藤 秀男 | 5番 國分 隆一 | 6番 佐藤 一徳 |
| 7番 三瓶 和彦 | 8番 三瓶 修藏 | 9番 鍋島 正則 |
| 10番 根本 市徳 | 11番 渡邊 善幸 | 12番 渡邊 利一 |

4. 欠席委員
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 三瓶 隆
7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会7月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 伊藤隆一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 伊藤隆一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員6番 國分新司委員 農業委員8番 渡邊平二委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(7番 渡邊孝一 委員)
農地転用調査委員長	調査委員長に選任されました、渡邊孝一です。今回は、渡辺喜一委員、渡邊善幸委員、渡邊利一委員で調査を実施しました。 去る7月10日、午後0時45分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと18件の現地を調査いたしました。 議案第32号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基

	<p>づくもので、一般住宅敷地の転用です。</p> <p>次に、議案第 34 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、建売分譲、一般住宅、電気設備施設、駐車場敷地等への転用で、合計 9 件となります。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 35 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 から 8 のうち、件番 5 を除く案件につきましては、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>なお、件番 5 については、非農地化しておらず、十分耕作が可能な土地であり、現況地目が原野の申請は認められませんでした。申請人の強い意思により申請がありましたが、許可は適当でないと判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 伊藤隆一	<p>続いて、6 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いただきます。</p>
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	6 月定例会許可分は、6 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案第 31 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。</p>
渡邊孝一委員	<p>議案第 31 号 件番 1 について、7 月 15 日に現地調査及び申請内容の確認を 國分隆一委員と致しました。</p> <p>件番 1 については、当該地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>
	(質 疑)
会長 伊藤隆一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p>
会長 伊藤隆一	<p>議案第 31 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 31 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 32 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 32 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 32 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 33 号「農地転用に係る事業計画の変更について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 33 号「農地転用に係る事業計画の変更について」は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 33 号「農地転用に係る事業計画の変更について」は許可することに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 34 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 8 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 8 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 8 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 9 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 9 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 9 は許可することに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、議案第 35 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 2 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。

会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 3 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 4 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 4 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	先ほどの、渡邊孝一現地調査委員長から当申請地は、非農地化しておらず、十分に耕作が可能な土地であり、現況地目が原野の申請は認められないとの報告がありました。委員の皆さんから議案に対する質疑ございますか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 5 は、非農地である証明を不承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 5 は、非農地である証明を不承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)

会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 6 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 6 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 7 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 7 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 最後に、件番 8 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 35 号「現況確認証明願いについて」の件番 8 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、件番 8 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。
会長 伊藤隆一	それでは、次に、議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。
会長 伊藤隆一	次に、本日追加で提出しました、議案第 37 号「農地の権利移動に係る申請内容の変更について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 伊藤隆一	事務局長
	(事務局朗読・説明)
会長 伊藤隆一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 伊藤隆一	議案第 37 号「農地の権利移動に係る申請内容の変更について」は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 伊藤隆一	異議なしと認め、議案第 37 号「農地の権利移動に係る申請内容の変更について」は許可することに決定いたしました。
会長 伊藤隆一	以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 7 月定例会を閉会いたします。

令和元年7月19日
(閉会午後2時30分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席6番委員 國分 新司

議席8番委員 渡邊 平二
